

ID: 204

担当部署: 建設部 都市建設課

| | | | |
|---|--------------------|---------|-------|
| 処分の概要 | 監督処分 | | |
| 例規名 根拠条項 | 長門市法定外公共物管理条例 第17条 | | |
| 例規番号 | 平成17年条例第142号 | | |
| <p>【根拠条文】 (監督処分) 第17条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この条例の規定に基づいてした許可を取り消し、変更し、効力を停止し、条件を変更し、若しくは新たな条件を付加し、又は工作物等の改築、移転、除却、工事その他の行為若しくは工作物により生ずるおそれのある障害を除去若しくは防止するために必要な施設の設置その他の措置をとること若しくは法定外公共物を原状に回復(生産物を採取するときにあつては、その跡地を整備することをいう。)することを命ずることができる。</p> <p>(1) この条例の規定又はこの条例の規定に基づく処分に違反している者 (2) 許可に付した条件に違反した者 (3) 偽りその他不正な手段により許可を受けた者</p> <p>2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、占用者等に対して、前項に規定する処分をし、又は必要な措置をすることを命ずることができる。</p> <p>(1) 国等が、法定外公共物に関する工事を施工するためやむを得ない必要が生じたとき。 (2) 占用者等以外の者に工事その他の行為を許可する公益上の必要が生じたとき。 (3) 前2号に掲げるもののほか、法定外公共物の保全又は利用上やむを得ない公益上の必要が生じたとき。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p> | | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 平成 27 年 5 月 7 日 | 最終変更年月日 | 年 月 日 |